## ○国家公安委員会規則第一号

古物 営 業 法  $\mathcal{O}$ 部 を改 正す Ź 法律 平 成三十年法律第二十一号) 0) 施 行 に 伴 い、 並 び に 同 法 附 則第三条第

条の 項及び第四 )五第四T [条並] 項 (同法第二十一 び に古物営業法 条の六第二項において準用する場合を含む。)、 (昭和二十四年法律第百八号) 第七条第 項、 第二十七条第一 第二項及び第四 項 項及び第二 第二十

項並 び に第三十条の規定に基づき、 古物営業法施行規則 の 一 部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月二十四日

国家公安委員会委員長 武田 良太

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

古物 営業法: 施 **施行規則** (平成七年国家公安委員会規則第十号) の 一 部を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表により、 改正 前 欄に掲げ る規定の の傍線を付 L た部分をこれ に順次対 応す ,る改正: 後欄 に 掲 げ いる規 定  $\mathcal{O}$ 

傍線を付 L た 部 分の ように改め、 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 12 対応 して掲げるその 標 記 部 分に二重 傍 線 を付 した

規定 ( 以 下 「 対 象規定」 という。 は、 そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分が 同  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ は 当 該 対 象規定 を改 正 後欄 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

のように改め、 その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として

移動し、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、 これを加える。